

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十号

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第一項の規定に基づき、社会福祉施設のうち、婦人保護施設(売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 婦人保護施設は、入所者(婦人保護施設に入所する売春防止法第三十四条第二項の要保護女子、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項の被害者その他保護を要する女性をいう。)及び入所者に同伴する家族(以下「同伴家族」という。)(以下「入所者等」という。)に対し、健全な環境の下で、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員により、入所者が社会において自立した生活を営むための支援その他の適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(最低基準と婦人保護施設)

第三条 婦人保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備(建物を含む。次項において同じ。)及び運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している婦人保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(職員)

第四条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員その他当該婦人保護施設の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第五条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する三十歳以上の者であつて、

次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業（法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）若しくは更生保護事業（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業をいう。）に三年以上従事した者であること。

二 罰金以上の刑に処せられたことがない者であること。

（構造設備の一般原則）

第六条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に關する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

（設備の基準）

第七条 婦人保護施設の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災の際の入所者の安全性が確保されていると認められるものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一 スプリンクラーの設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、第四条第一項の規定により置くべき職員の数を増すこと等により、火災時の円滑な避難が可能であること。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 居室

二 静養室

三 食堂

四 浴室

- 五 洗面所
 - 六 便所
 - 七 洗濯室
 - 八 集会室兼談話室
 - 九 相談室
 - 十 作業室（第十一条第一項の規定により就労に関する指導及び援助を行うための設備をいう。）
 - 十一 医務室
 - 十二 調理室
 - 十三 事務室
 - 十四 宿直室
- 4 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- 一 居室
 - イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。
 - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ハ 入所者の寝具を収納するための設備のほか、各人別に身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を備える場合にあつては、寝具を収納するための設備を設けることを要しない。
 - ニ 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 医務室 入所者等を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えること。
 - 5 前項に規定するもののほか、婦人保護施設の設備の基準は、次に掲げるところによる。
 - 一 廊下その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 二 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - 三 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
- （居室の定員）
- 第八条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。
- （非常災害対策）
- 第九条 婦人保護施設の設置者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立てなければならぬ。

2 婦人保護施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(健康診断及び衛生管理)

第十条 婦人保護施設の設置者は、入所者に対し、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、居室その他入所者が常時使用する設備を、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設の設置者は、入所者等の使用する食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自立の支援)

第十一条 婦人保護施設の設置者は、入所者が自立し、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、入所者ごとに自立促進計画を定め、当該計画に従って入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の規定による自立促進計画の作成並びに指導及び援助に当たっては、入所者の意思を尊重しなければならない。

3 婦人保護施設の施設長は、入所者の基本的な生活習慣の習得を支援するため、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する規程を定めなければならない。

(給食)

第十二条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設の設置者は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十三条 婦人保護施設の設置者は、入所者に係る知事が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準じるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分

すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の給付を受け、又は当該金銭を使用した場合には、その収支の状況を記録すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(帳簿の整備等)

第十四条 婦人保護施設の設置者は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況(第十一条第一項に規定する自立促進計画、前条第三号に規定する記録及び第十六条第二項に規定する記録を含む。)を明らかにする帳簿を整備し、備え付けなければならない。

(秘密保持)

第十五条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十六条 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関する当該入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関し、婦人相談所(売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。)から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 婦人保護施設の設置者は、婦人相談所から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

5 婦人保護施設の設置者は、法第八十五条第一項の規定により運営適正化委員会が行う調査に誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(関係機関との連携)

第十七条 婦人保護施設の設置者は、婦人相談所、法に定める福祉に関する事務所、都道府県警察、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定

する母子福祉団体、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第三項に規定する公共職業能力開発施設その他の関係機関及び売春防止法第三十五条第一項及び第二項に規定する婦人相談員、母子及び寡婦福祉法第八条第一項に規定する母子自立支援員、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（規則への委任）

第十八条 この条例に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。